

消費者と事業者の情報量や専門知識、交渉力などには大きな格差があり、消費者トラブルの解決を妨げる要因となっています。そのため、大崎市では、消費生活センターに専門の消費生活相談員を平成22年度から4名に増員し、相談活動や各種研修会などの取組みを強化することで、被害に遭われた方の救済はもとより、市民の皆様が被害に遭わないような対策を行なっています。

平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行されました。今、私たちに求められているのは、「賢い消費者」の育成です。また、消費活動は、地球の温暖化やゴミ問題、公正な国際貿易など、地球の持続可能性とも無関係ではありません。「賢い消費者」という言葉の中には、消費者トラブルの回避にとどまらず、どういう消費活動をとれば、社会に貢献できるのかという視点も含まれています。

市民の皆様が「賢い消費者」であり続け、安全・安心な消費生活を送ることができるよう、これからも消費生活センター機能の充実をはじめとする消費者行政に全力で取り組んでまいります。市民の皆様におかれましても、消費生活センターを身近な存在として、ご活用いただければと願っています。

平成26年3月31日

大崎市長 伊藤 康志